

第 26 回 JADA 発第 045 号

平成 26 年 9 月 1 日

本機構加盟団体

アンチ・ドーピング担当者 各位

公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構

事務局長 浅川 伸

未成年競技者におけるドーピング検査実施に関する親権者同意書の取得について

平素よりアンチ・ドーピング活動へのご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、2015 年 1 月 1 日から施行される世界アンチ・ドーピング規程において、競技大会主催組織が、未成年競技者の親権者より、ドーピング検査実施に関する同意書を取得することが求められております。本件改定は、未成年競技者の権利を守るという観点を背景としての対応がなされたものであると同時に、競技団体におけるリスク管理の一環としても重要な事項となります。

同意書の取得対応には、貴団体内での手続等の負担が発生するものと存じますが、上記事情に鑑み、対応をご検討いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、同意書の取得対応にかかる重要事項を別紙の通り取りまとめましたので、ご参照願います。また、平成 26 年 6 月 13 日開催の第 1 回加盟団体連絡会議の資料もあわせてご参照頂きますようお願い申し上げます。

本件対応につきまして、不明な点等がございましたら、当機構まで問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

【別紙】

●同意書の取得対象範囲：

ドーピング検査の対象となる可能性のある、20歳未満の競技者。

〔対象競技者例〕検査対象大会に出場する可能性がある未成年競技者。

ジュニア・ユース等を含む、代表チームの合宿に参加するレベルの未成年競技者。

日本の大会に出場する外国人選手につきましては、当該外国人選手が国籍を持つ国の法律における未成年の定義が適用されると解されます。当該国の法律で未成年である場合には、当該国の法律における親権者による同意書への署名が必要となります。

●各競技団体において対応すべき事項

- ① 20歳未満の競技者親権者（代理不可）からの同意書取得及び保管（JADA作成雛形）
※なお、雛形への追記は可能ですが、雛形に記載の情報を削除することはご遠慮ください。
- ② 同意書取得競技者の一覧作成、及びJADAへの提出（JADA指定書式有）
- ③ 競技団体として未成年競技者の親権者から同意書を確実に取得した旨を保証する保証書をJADAへ提出（JADA指定書式有）

以上の書式は、当機構 Web ページよりダウンロードが可能です。

●ドーピング検査手続

同意書については、20歳未満を未成年として判断されます。

2015年1月1日より施行される世界アンチ・ドーピング規程では、18歳未満が未成年として定義されています。そのため、ドーピング検査手続においては、18・19歳は成人として、18歳未満は未成年として手続が実施されます。